

アジア協働大学院（AUI: Asian University Institute）推進機構（AUI 推進機構）

定款

（名称）

第1条 本団体は、アジア協働大学院推進機構（英語名を Asian University Institute。略称「AUI 推進機構」）と称する。

（目的）

第2条 本団体は、アジア協働大学院（AUI）構想に共感し、その設立を推進するという点で志を同じくする日本（アジアおよび世界を含む）の市民による有志が集い、AUI 推進機構を設立し、AUI 構想の具体化と設立に向けた活動を行う。

（事業）

第3条 本団体は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) アジア協働大学院（AUI）の設立に関する調査・研究及び活動
- (2) アジア地域における科学的な調査・研究の実施
- (3) アジア地域における総合的な政策についての調査・研究
- (4) アジア地域の協働に関する知識の普及及び啓発
- (5) その他本団体の目的を達成するため必要な事業

（会員）

第4条 本団体は団体の目的に賛同する者を会員とする。

- 2 会員及び会費に関し必要な事項は、理事会で定める。

（理事）

第5条 本団体に理事を置く。

- 2 理事は、会員の互選により10名程度を選任する。
- 3 理事は、本団体の事業目的を達成するため、それぞれ担当業務を持つこととする。
- 4 理事は、担当業務を円滑に処理し、本団体の発展に寄与するものとする。
- 5 理事の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 6 理事が任期途中で退任した場合、理事会は補欠理事を暫定的に選ぶことができる。なお、補欠または増員により選任された理事の任期は、現任者の残任期間とする。

（理事長）

第6条 本団体に、理事長を置く。

- 2 理事長は理事の互選により選任され、本団体を代表するものとする。
- 3 理事会の召集は理事長が行う。

(運営)

第7条 本団体は、理事により組織される理事会の決定によって運営される。

- 2 理事会の決定は、理事会出席理事の多数決によって行う。
- 3 ただし、理事会の召集等が困難な場合等においては理事長が理事会に代わって決定を行い、その決定についてはできる限り早く理事会に報告することとする。

(事務局)

第8条 本団体の会務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局は、一般財団法人地球・人間環境フォーラムに置く。
- 3 事務局には、事務局長、事務局次長を置く。

(会費)

第9条 本団体の経費は、会費、助成金、その他の収入を持って充てる。

- 2 会費については、理事会の決議により、別の規定で定める。
- 3 本団体の会計年度は、4月1日から翌年の3月31日までとする。

(会則の改正)

第10条 この定款の改正は、理事会の決議によるものとする。

(附則)

- 1 この定款は、平成25年6月8日から施行する。
- 2 本団体の設立当初の理事は以下をもって構成するものとする。

理事長	松岡 俊二	(早稲田大学)
理事	上田 紀行	(東京工業大学)
理事	浦田秀次郎	(早稲田大学)
理事	蟹江 憲史	(東京工業大学)
理事	北村 友人	(東京大学)
理事	朽木 昭文	(日本大学)
理事	小松登志子	(埼玉大学)
理事	柴田 陽子	(一般財団法人地球・人間環境フォーラム)
理事	田中 恭一	(公益財団法人トヨタ財団)
理事	谷口 真人	(総合地球環境学研究所)
理事	丹呉 圭一	(元国際協力銀行)
理事	中川 淳司	(東京大学)
理事	中村 洋	(一般財団法人地球・人間環境フォーラム)
理事	羽場久美子	(青山学院大学)